

意見書・再意見書

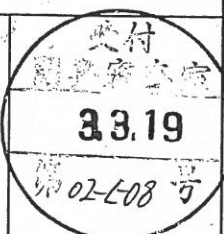
2021年3月18日

吹田市長宛
様

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮)吹田市江の木町計画		
事業区域の位置	吹田市江の木町(2番2ヶ)		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>1. 大きな重機が入る際はもう少し騒音対策をして頂きたいです。解体作業中の振動がこちらまで伝わっており、小さな子供の睡眠の妨げになっておりです。対策をお願い致します。</p> <p>2. 日照問題にて、誰かが分かるようにして頂きたい。</p> <p>3. 本計画建築物の高さ、規模及び建築物配置について大幅変更不可との事ですが、B棟が当マンションのどれぐらいの位置(約m)ぐらいのところに建設されるのかお伺い頂きたいです。</p> <p>4. B棟の北側部分に窓がつくとの事ですが、B棟の建築物の窓から当マンションの南側側面かどのように見えるのか今後見せて頂きたいです。関係者以外立ち入り禁止と仰るのであれば、希望者のみ自分の部屋から窓からどの様に見えるのか、写真を取り提示して頂きたいです。</p>		
※受付年月日	R2 年12月16日	※受付番号	第02-L-08号
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

再見解書
(吹田市開発事業の手続等に関する条例様式第 10 号)

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は（仮称）吹田市江の木町計画にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 3 月 18 日付けにて頂戴しました再意見書 (No.1) に対して、下記の通り事業者見解を提出致します。諸情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 解体工事におきまして、ご迷惑をおかけしており誠に申し訳ございません。
重機搬入の際には、騒音を和らげることができるよう、細心の注意をはらい丁寧な積み下ろしを行います。また、重機作業の際には、各公害防止条例を遵守することは勿論、有資格者が低騒音の機械を使用し、細心の注意を払い作業を実施致します。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
2. 詳細な日影図を作成し、中高層協議に伴う計画説明時にご説明致します。
3. プラウド江坂様と本計画建物との配置関係がわかる図面を作成し、中高層協議に伴う計画説明時にご提示致します。
4. 安全確保のため、第三者の工事現場内への立ち入りはお断りをさせて頂いております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
プライバシー対策の可否等について検討させていただき、検討内容につきましては中高層協議に伴う計画説明時にご説明致します。

貴重なご意見を賜り誠にありがとうございました。

以 上

様式第8号

意見書・再意見書

2021年3月19日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書と見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田市江の本町計画		
事業区域の位置	吹田市江の本町12-24		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>1. 体調が悪く、病院通院している為、土曜日は朝9時頃の振動、騒音の出る工事はムカエて欲しい。</p> <p>2. 上記の振動に関して、おりの低周波が出る場合は無いか? 体調に異変をきたしている可能性が無いかと言えたい気がする。</p> <p>3. 今後身候が良くなるかも、窓を閉けらぬようにするが、その対応はどのようにしてやるのか?</p>		
※受付年月日	R2年2月16日	※受付番号	第02-608号
※備考			



- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

再見解書
(吹田市開発事業の手続等に関する条例様式第10号)

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は（仮称）吹田市江の木町計画にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年3月19日付けにて頂戴しました再意見書 (No.2)に対して、下記の通り事業者見解を提出致します。諸情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 土曜日につきましても重機による作業は実施致しますが、工期を踏まえながら振動や騒音の伴う作業については、できる限りご迷惑を軽減できるよう努めて参ります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
2. 各種公害防止条例を遵守し、作業を実施致します。今後、解体工事に伴い著しい影響等が発生した場合には、お手数ではございますが、下記連絡先までご連絡いただけますようお願い申し上げます。
 - ・「旧 TIS システムサービス解体工事」
 - 連絡先：株式会社長谷工コーポレーション
 - 現場事務所：06-6337-1450
 - 開発推進2部：06-6203-4983
3. 解体工事の作業の性質上、音や塵埃を避けることはできませんが、風向きに気を付け、散水を徹底しながら作業を実施することで、軽減できるよう努めてまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

以 上

意見書・再意見書

2021年 3月 22日

吹田市長宛

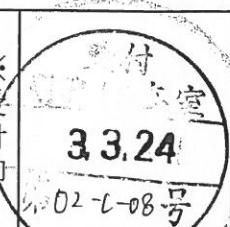
住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	(仮称)吹田市江の木町計画		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市江の木町12番24(地番)		
予 定 建 築 物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	<p>① 敷地へのアプローチが西側にしかない為、私が居住しているマンション敷地内を通行される可能性が高いと考え、その対策をどうしているか。</p> <p>② 計画建物と私が居住しているマンションとの視線制御をどうしているのか?</p> <p>③ 〃 コミ障の扉の開閉音対策はどうか。</p> <p>④ 〃 非常階段の構造は、RCにして頂きたい。(騒音対策)</p> <p style="text-align: right;">↓</p> <p>計画建物(西向きバルコニー)から、私が居住しているマンションの南側居室が見えないようにして欲しい。</p>		
※受付年月日	21年12月16日	※受付番号	第 号 02-L-08
※備 考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

再見解書
(吹田市開発事業の手續等に関する条例様式第 10 号)

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は（仮称）吹田市江の木町計画にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 3 月 22 日付けにて頂戴しました再意見書 (No.3) に対して、下記の通り事業者見解を提出致します。諸情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 販売計画含めて対策を検討し、中高層協議に伴う説明の場においてご説明致します。
2. 計画建物（西向きバルコニー）のプライバシー対策等の可否について検討させて頂きます。又、計画建物とプラウド江坂様（グリーンコート）の配置関係について参考図を作成致します。検討内容及び参考資料につきましては、今後の中高層協議に伴う計画説明時に改めて説明をさせて頂きます。
3. ゴミ置場の形状につきましては、コンクリート造の建物形状（壁・天井・扉を設置）として設置する予定です。今後、収集作業時の対応や臭気対策等、吹田市との協議を踏まえ詳細検討を実施致します。検討内容につきましては、今後の中高層協議に伴う計画説明時に改めて説明をさせて頂きます。
4. 屋外階段の構造について検討させて頂きます。検討内容につきましては、今後の中高層協議に伴う計画説明時に改めて説明をさせて頂きます。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

以 上

意見書・再意見書

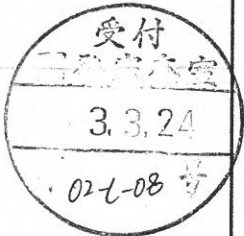
令和3年3月23日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	吹田市 江の木町 計画		
事業区域の位置	吹田市 江の木町 12番 24		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>クラウド江坂グリーンユートへの日照阻害についての見解書は想像通りでしたが、日影規制がないからと言って、周辺の住民の生活を脅かす建物を何の配慮もなしに建てられることに納得がいきません。</p> <p>こちらは、解体工事中からこの事業によってデメリットしかありません。</p> <p>冬至期の日影時間を少しでも短くするために計画建物A棟の階数及び配置を考え直して下さい。</p> <p>計画の全ての変更を求めているわけではありません。</p> <p>A棟だけでも、少しでもこちらの生活に歩み寄って考えて頂けませんか。</p>		
※受付年月日	R2年12月16日	※受付番号	第 号 02-1-08
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

再見解書
(吹田市開発事業の手續等に関する条例様式第 10 号)

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は（仮称）吹田市江の木町計画にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 3 月 23 日付けにて頂戴しました再意見書 (No.4) に対して、下記の通り事業者見解を提出致します。諸情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 本計画建物の配置、階数につきましては事業の根幹に関わる内容であるため、大幅な変更はできかねますが、再度検討致します。検討内容につきましては、今後の中高層協議に伴う計画説明時に改めて説明をさせていただきます。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

以 上

意見書・再意見書

吹田市長宛

2021年 3月 23日

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	吹田市江の木町計画		
事業区域の位置	吹田市		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>1. 日当たりが具体的にどう変わるのかを部屋ごとに、現在と比較をして説明してもらえますか？</p> <p>2. プラウド江坂のグリーンコートのプライバシーの問題に関して、新しい建物の北側に窓をつけないという選択肢はないでしょうか？</p> <p>3. 解体工事について、工事によって出た瓦礫の山から風で白い破片のようなものがバルコニーまで飛んできております。その白い破片が気に入り、洗濯物を干す気になれない状況です。 1月の説明会では対策してもらえるとのことでしたが、こちらいつ頃行なわれる予定でしょうか？ まずはこの対策を実行していただけないと他の対策も実行されない気がしているので、 宜しくお願いいたします。</p> <p>4. ゴミ置き場についてこちらは建物ではないのでしょうか？ もう少しプラウド江坂から距離を離していただくことは可能でしょうか。 ゴミ置き場の予定地は、瓦礫の山がある位置はよりも近いので、匂い等の問題等があった場合に、 精神衛生上のストレスにならないか心配です。</p>		
※受付年月日	R2 年 2月 16日	※受付番号	第 号 02-L-08
※備考			※受付印 33.23 02-L-08

- 注
- ※印のある欄は、記入しないでください。
 - のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

再見解書
(吹田市開発事業の手續等に関する条例様式第 10 号)

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は（仮称）吹田市江の木町計画にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 3 月 23 日付けにて頂戴しました再意見書 (No.5) に対して、下記の通り事業者見解を提出致します。諸情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 既存建物の日影図を作成し、現在との比較について今後の中高層協議に伴う計画説明時に説明させていただきます。
2. 誠に恐縮ではございますが、商品構成上計画建物の北側の窓を取りやめることは出来かねます。しかしながら、プライバシー対策の可否等について検討し、今後の中高層協議に伴う計画説明時に説明させていただきます。
3. 解体工事におきましては、ご迷惑をおかけしており誠に申し訳ございません。作業の性質上音や塵埃の発生を避けることはできませんが、解体ガラの一時保管場所や風向きに注意し、散水を徹底しながら作業を実施することで、できる限りご迷惑を軽減できるよう努めてまいります。今後、著しい塵埃等が発生した場合には必要に応じて現地確認をさせていただきますので、お手数おかけしますが下記の連絡先までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

・「旧 TIS システムサービス解体工事」

連絡先：株式会社長谷工コーポレーション

現場事務所：06-6337-1450

開発推進 2 部：06-6203-4983

4. ゴミ置場の形状につきましては、コンクリート造の建物形状（壁・天井・扉を設置）として設置する予定です。配置につきましては、土地利用計画上変更することは出来かねます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。今後、収集作業時の対応や臭気対策等、吹田市との協議を踏まえ詳細検討を実施致します。検討内容については、今後の中高層協議に伴う計画説明時に改めて説明をさせていただきます。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

以 上

意見書・再意見書

2021年3月25日

吹田市長宛


住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	(仮 称) 吹 田 市 江 の 木 町 マ ン シ ョ ン 計 画		
事 業 区 域 の 位 置	吹 田 市 江 の 木 町 12-24		
予 定 建 築 物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	意見書の回答は回答になっておらず納得できるものではありません。 近距離に建築予定で、しかも窓やバルコニーがあるのならばこちら側が丸見えになってしまいプライバシーがありません。対策をとらないのであれば見えない距離まで離していただきたい。 また、日照問題も法律上問題なくても近隣住民に配慮されるのは当然のことではないかと考えます。 そちらの対応は近隣住民への配慮が全く見えず、且つ法律上問題無いのならばいいという考えに見え強い憤りと怒りがこみ上げてきます。 真摯な対応を求めます。		
※受付年月日	A 2 年 12 月 16 日	※受付番号	第 02-608 号
※備 考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

再見解書
(吹田市開発事業の手續等に関する条例様式第 10 号)

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は（仮称）吹田市江の木町計画にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 3 月 25 日付けにて頂戴しました再意見書 (No.6) に対して、下記の通り事業者見解を提出致します。諸情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. プライバシー対策等の可否について検討させていただきます。検討内容及び参考資料につきましては、今後の中高層協議に伴う計画説明時に改めて説明をさせていただきます。
2. 本計画建物の配置、階数につきましては事業の根幹に関わる内容であるため、大幅な変更はできかねますが、再度検討致します。検討内容につきましては、今後の中高層協議に伴う計画説明時に改めて説明をさせていただきます。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

以 上

意見書・再意見書

2021年3月24日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称) 吹田市江の木町計画		
事業区域の位置	吹田市 江の木町12番24 (旧TISシズルサゼス)		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>解体中の建物に防音防塵壁を立てていただいておりますが、解体物より防塵壁の撤去が早過ぎる為に、建物が露出している状態です。この為、防音防塵壁が、意味をなしていきません。アスベストの飛散や騒音も気になりますので、しっかりと防音防塵を行ってうえで作業をお願い致します。</p>		
※受付年月日	21年12月18日	※受付番号	第02-08号
※備考			※受付印 3.3.25 02-08

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

再見解書
(吹田市開発事業の手續等に関する条例様式第 10 号)

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は（仮称）吹田市江の木町計画にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 3 月 25 日付けにて頂戴しました再意見書 (No.7) に対して、下記の通り事業者見解を提出致します。諸情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 解体工事におきましては、ご迷惑をおかけしており誠に申し訳ございません。防音措置につきましては、作業スペースを除き、建物部は約 2.8 m、塔屋部は約 1.2 m 高い位置まで既存建物の外周足場に防音パネルを設置しております。解体工事の作業の性質上、音や塵埃の発生は避けることはできませんが、風向きに気を付け、散水を徹底し作業を実施することでできる限り軽減できるよう努めて参ります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございました。

以 上